

3 報告事項

(1) 令和4年度肺がん結核検診実績 【資料1-1、1-2、1-3】

(2) 令和5年度肺がん結核検診実施状況

ア 従事者講習会

■従事者講習会実施状況

(ア) 滋賀県主催講習会

- ・第1回：令和6年1月28日（日）午後
大津市内医療機関参加数：6 医療機関
- ・第2回：令和6年3月24日（日）午後

(イ) 大津市主催講習会

大津市肺がん結核検診実施医療機関（予定含む）を対象に実施
実施日：令和6年2月15日（木）14時～15時30分

イ 受診率向上に向けた取組

(ア) 受診券（一部自己負担有）の個別送付 【資料2】

がん検診の受診率向上を目的とし、下記のとおり受診券を送付した。
対象年齢：50歳、54歳、60歳、64歳（年度年齢）
送付時期：6月

内容：肺がん結核検診、大腸がん検診、胃がん検診の受診券をセットしたもの。

(イ) 特定健診と同日実施の肺がん結核検診集団検診の実施

全23会場において実施した。

(ウ) 後期高齢者医療制度被保険者証送付時における啓発チラシの同封 【資料3】

高齢者の肺がん結核検診受診率向上を目的とし、他課における後期高齢者医療制度被保険者証送付時に、結核に関する啓発記事（保健予防課作成）と大津市肺がん結核検診実施医療機関一覧（健康推進課作成）を記載したチラシの同封を行った。

(エ) 医療機関宛に高齢者への検診受診勧奨を文書で依頼 【資料4】

医師会会員である医療機関宛に、65歳以上の方に対して肺がん結核検診を積極的に受診勧奨していただくよう、文書を発出した。

ウ 要精検率適性化に向けた取組

R4年度滋賀県肺がん部会において、大津市の要精検率が高いとの指摘があった。

(ア) 読影の精度向上 【資料5】

比較読影用の過去の胸部エックス線写真について、検診時のものに限らず提出していただくよう関係書類に記載した。

(イ) 実施機関宛に通知

R4年度滋賀県肺がん部会で大津市の要精検率について指摘があったこと及び本市の対応（比較読影の実施、撮影条件の確認）を通知した。

エ A判定に対する対応状況 【資料6】

令和5年度は肺野が切れている又は画像処理の不具合によるa判定が多かった。a判定が出た医療機関については、電話で連絡し、状況確認を行った。

(3) 令和6年度肺がん結核検診の実施について

ア 実施医療機関について

新たに実施：小西医院、せいらんクリニック

(令和6年実施予定医療機関数 105 医療機関)

イ 受診率向上に向けた取組

(ア) 受診券（一部自己負担有）の個別送付

がん検診の受診率向上を目的とし、下記のとおり受診券を送付する予定。

対象年齢：50歳、54歳、60歳、64歳、68歳（年度年齢）

※68歳を追加する理由

- ・国ががん検診受診を推奨する年齢が40～69歳であるため。
- ・大津市胃がん検診の対象が年度年齢50歳以上偶数年齢であるため。

内容：肺がん結核検診、大腸がん検診、胃がん検診の受診券をセットしたもの。

(イ) 特定健診と同日実施の肺がん結核検診集団検診の実施

令和6年度全24会場で実施予定 受診者数見込み 1935人

(ウ) 結核対策

- ・高齢者の結核健診受診が感染症法により義務づけられていることを検診票に追加する。

【資料7】

- ・精密検査結果が「陳旧性肺結核」であった者に対して、陳旧性肺結核や年に1回の検診受診の必要性を情報提供することを目的に、啓発チラシを送付する。

ウ 精密検査依頼書兼結果票の変更について

精密検査実施医療機関より、「精密検査依頼書兼結果票の返送先がわからない。」との意見があったため、大津市保健所健康推進課の所在地を追記する。

4 協議事項

(1) 総合判定での第二読影判定からの判定変更について

H27年度より、第一読影医が、第二読影判定を参考に総合判定をすること、また、総合判定時に第一読影医が比較読影を実施できない場合は、第二読影判定 d、e からの変更は不可となっている。

しかし、現在の仕様書では第二読影判定 d1、e1、e2 の場合について、判定変更の条件が以下のように記載されているが、その経過や、第二読影判定 d2、d3、d4 の場合の規定について、齟齬が生じているため、確認を行う。

総合判定について、現在の仕様書において以下のように記載している。

- ・「総合判定については、一次検診機関が第二読影結果も踏まえ、胸部エックス線写真判定を行うとともに、問診及び喀痰細胞診結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定するものとする。ただし、**第二読影判定が「d1」「e1」「e2」の場合は、第二読影医が比較読影しておらず、前年度の胸部エックス線写真と比較読影をした場合のみ判定の変更を可能とし、比較読影できない場合は第二読影判定を総合判定とすることとする。第二読影医が比較読影をしている場合は、第二読影判定を総合判定とすることとする。」**

協議事項 総合判定について、以下の解釈でよろしいか。

- ・第二読影医が比較読影を行っている場合は、第二読影判定を総合判定とする。

- ・第二読影判定が d1、e1、e2 の場合は、第二読影医が比較読影を行っていない かつ 総合判定時に、第一読影医が過去の胸部エックス線写真と比較読影を行った場合は、第二読影判定からの変更を可能とする。
- ・第二読影判定が d2、d3、d4 の場合は、第二読影医が比較読影を行っていないとき、 正当な理由があれば、第二読影判定からの変更を可能とする。

(2) 要精検率が許容値を超えていることについて【資料 8】

(3) 第二読影医の確保について 【資料 9】